

四日市市告示第453号

児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第24条の28第1項及び四日市市児童福祉法施行細則（平成15年四日市市規則第17号、以下「細則」という。）第22条の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、法第24条の37第1項及び細則第24条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年6月30日

四日市市長 森 智広

1 指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

一般社団法人心理社会的リハビリテーション・星心会

三重県四日市市山城町59番地4

2 指定等に係る指定障害児相談支援事業所の名称及び所在地

福祉サロン水晶玉

三重県四日市市山城町59番地4

3 指定等の年月日

令和5年7月1日

4 事業の主たる対象者

知的障害児・精神障害児

5 事業所番号

2470200722

（こども未来部 こども発達支援課）